

第3期出雲市空家等対策計画の策定において 検討する内容について（追加）

令和7年度12月及び3月市議会一般質問において、下記の内容について、第3期計画の策定において検討が必要との意見がありましたので、資料4に検討項目として追加します。

1. 市議会一般質問で意見があった内容

以下の内容について、出雲市で条例の制定を検討いただきたい。

- (1) 市が、老朽危険空家等の急な損壊など緊急的対応実施するにあたり、個人の資産に対して、応急工事ができることのできる根拠を、条例で定める必要性。
- (2) 令和5年12月に施行された「改正空家法」で拡大された、空家等管理活用支援法人制度や、空家等活用促進区域への対応。
- (3) 「所有者不明土地管理制度」に関する対応。
- (4) 空き家の所有者の市への届出を義務化し、管理意識や利活用の促進を図ること。
- (5) 地域で実施される空き家対策の取組に関する支援や連携。